

諮問の概要

1 「疾病、傷害及び死因の統計分類」とは

(1) 「疾病、傷害及び死因の統計分類」（以下「本分類」という。）は、公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合の統計基準である。

※「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項）。

(2) 本分類は、世界保健機関（以下「WHO」という。）が定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（以下「ICD」という。）に準拠して作成・変更されており、これにより公的統計の国際比較可能性の向上を図っている。

(3) 本分類は、医学に関する高度に専門的な内容であるため、変更にあたっては、従前から、厚生労働省において、厚生労働省社会保障審議会（統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会）の答申も踏まえて変更内容を取りまとめており、今回の変更案も同様の手順を経ている。

2 今回諮問の理由

WHOにおけるICD改定の動向を踏まえ、「コロナウイルス感染症2019」の追加などの改定に対応するものである。

3 改定案の概要

基本分類表の変更

WHO勧告に基づく改定	コードの新設	462
	コード名の変更	5

(1) ICD-10のエマージェンシーコードの使用がWHOから示されたことに伴う新設・変更

- ① ジカウイルス病について、追加（エマージェンシーコード名の変更）。
- ② ベイピングに関連する障害について、追加（エマージェンシーコード名の変更）。
- ③ コロナウイルス感染症2019について、追加（新設及びエマージェンシーコード名の変更）。

(2) 統計上の必要性から新設されたもの

- ・ エマージェンシーコード (U08.0-U49.9)

※将来の緊急的な使用のために準備されるコードであり、現時点では具体的な分類項目名は定められていない (U08-U10にある上記3(1)③コロナウイルス感染症 2019 関連を除く。)